

中央稲門会 会則

名 称

第1条 本会は中央稲門会と称する。

目 的

第2条 本会は会員相互の親睦交流を図り、早稲田大学の発展に貢献し、中央区の地域社会に寄与することを目的とする。

事務所の所在

第3条 本会の事務局は中央区におく。

会 員

第4条 本会は会員、準会員及び賛助会員をもって構成する。

会員 中央区に在住するか、もしくは区内に在職する早稲田大学校友。以下校友という。

準会員 会員から推薦のあった校友、その他。

賛助会員 本会の趣旨に賛同し、会の活動を支援してくれる法人及び各種団体。

会員が入会后、中央区に在住もしくは在職しなくなった場合でも、引き続き会員としてとどまることができる。

役 員

第5条 本会は次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 幹事長 1名 幹事 若干名 監査 2名

役員の仕事

第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長、幹事長は会長を補佐し、会務をおこなう。

また、副会長は、会長に事故があった時には会長の職務を代行する。

幹事は副会長、幹事長を補佐し会務をおこなう。

監査は本会の会計監査をおこない、監査結果を総会に報告する。

役員を選出

第7条 会長、副会長及び監査は役員会の推薦により総会において選出する。

他の役員は会長が指名する。

役員の仕事

第8条 役員の仕事は2年とし再任は妨げない。

顧問、相談役

第9条 本会発展のため、会長は顧問、相談役をおくことができる。

顧問、相談役は会長の推薦により役員会の議を経て委嘱するものとし、その任期は会則第8条に準ずる。

顧問、相談役は会長の諮問に応じ、本会の運営に助言、協力する。

総 会

第10条 定時総会は会長が招集し年1回開催し、決議は出席会員の過半数をもって成立する。

役員会

第11条 役員会は会長、副会長、幹事長、幹事及び監査をもって構成する。

会 費

第12条 本会の運営費用については年会費「¥3000」、寄付金、その他収入をもってこれに充当する。その他、本会の活動にあたり必要に応じて会費を徴収する。

会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

会則の改廃

第13条 本会会則の改廃は総会の承認を要する。

また、本会会則に定めのない事項については役員会において決定する。

附則

1998年5月28日から施行。2000年7月15日改定。2009年6月28日改定。